

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・**縮減**）

（国土交通省）

制 度 名	船舶に係る特別償却制度の縮減	
税目（条文番号）	所得税及び法人税	
見 直 し の 内 容	<p>（外航） 【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直す。</p> <p>【特例措置の内容】 外航日本船舶・・・・・・・・・・18／100 外航日本船舶以外の船舶・・・・・・・・16／100 対象要件：従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成 25 年 1 月 1 日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも 7%以上効率改善することを追加する。 二酸化炭素排出規制前に建造した船舶及び二酸化炭素排出規制対象外船舶については、現行の設備要件を継続する。</p>	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+1,030 百万円 （▲1,300 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成 25 年 1 月 1 日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも 7%以上効率改善することによる縮減。</p>	